

2016（平成28）年度
事業報告書

平成28(2016)年度事業報告書

公益財団法人日本医療総合研究所
平成29(2017)年5月27日
第15回定例理事会

〈1〉 法人の状況に関する重要な事項

1. 公益事業全般と法人運営

公益財団法人移行の4年度目として、財団事業を健全に遂行するために、評議員会は第4回定時評議員会を2016年6月18日に開催、理事会は第11回定例理事会を2016年5月28日、第12回臨時理事会を10月29日、第13回定例理事会を2017年3月4日に開催し、公益法人としての適切な運営、公益事業の活発化と円滑な遂行、公益法人会計基準に則った会計処理に努めた。

公益財団法人としての健全な管理・運営を遂行するため、監査計画を立て、2016年8月25日に業務監査を実施した。また、内部統制システムの確立のため、育児・介護休業法改正に備えた職員就業規則の改正をはじめとする諸規則・規程の制定・改正を図りながら、必要となる書類等の整備や管理体制の強化を進めた。2016年6月23日に「マイナンバー講習会」、10月27日に「個人情報保護に関する講習会」を開催し、入居団体にも両講習会への参加の呼びかけを行った。

2016年12月14日には、内閣府・公益認定等委員会による公益財団法人移行後最初の「立入検査」が実施され、「報告徴収や是正勧告に該当するような問題はみられない。よって、今後、正式な文書として指摘することはない」とする旨の結果を得ることができた。

2. 事業

(1) 「保健・医療・介護・福祉に関する調査研究」事業

保健・医療・介護・福祉の発展に資する知見を提供し、その調査研究成果の社会的活用により、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを受用できる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。この分野の専門家・実務家・有資格者からなる研究・研修委員会のメンバーを中心に、社会的に重要と考えられるテーマを設定し、調査研究に取り組んでいる。

調査結果・研究成果の内容は、季刊発行している「国民医療」に掲載し、広く普及した。

2016年度に取り組んだ事項の具体例を挙げると、「医療動向モニタリング小委員会」を6回開催(2016年4月30日、6月18日、8月27日、10月29日、12月24日、2017年3月4日)し、(ア)医療提供体制の再編に関する動向、(イ)介護保険制度改正と動向、(ウ)医師養成をめぐる動向、(エ)国民健康保険をめぐる動向、(オ)税・社会保障改革に関する動向、(カ)医療労働・医療労働組合をめぐる動向などをモニターした。

「インクルーシブ医療部会」では、貧困・生活困難と疾病により社会排除に直面している患者に対する包摂的な医療(inclusive health care)について、実践的・制度的課題をアクションリサーチによって明らかにすることとしている。2016年度は、これまでの同部会の研究成果の還元として協議を進めていた医療現場スタッフと連携を図り、実践的に役立て還元できる方法について検討した。主に無料低額診療事業についてMSWを中心にヒヤリングを進めた。ヒヤリングは、京都民医連中央病院(2016年7月4日)、三重民医連・津生協病院(2016年11月15日)、香川民医連(2016年11月29日)、全日本民医連社保委員会(2017年2月10日～11日)、北海道民医連(2017年2月17日)、福岡県民医連(2017年2月23日～24日)、長野県民医連(2017年3月14日～15日)、熊本県

民医連（2017年3月28日～29日）の協力を得て実施した。

「地域包括ケア研究部会」では、「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供」することをめざすべきものである地域包括ケアのあり方、地域医療、在宅介護のあり方を、国民医療を守り発展させる立場にたつて、医療・介護の提供体制の面から具体的に焦点を絞って調査・研究を行っている。2016年度は3回の研究部会を開催した。2017年3月26日に開催した研究部会では、2年間の総括とともに、今後2年間の研究計画を立てるための検討を行った。

また、研究・研修委員会において、新たな研究部会発足に向けた検討・準備が進められ、2017年度より「医療学習会の効果に関する研究部会」及び「居住福祉研究部会」が発足する予定である。

【定款上の根拠】第4条第1項第1号

【直接の対象者】特になし

(2) 「保健・医療・介護・福祉に関する医療研究全国集会」事業

保健・医療・介護・福祉についての専門的知識を普及し、サービスの向上をはかることにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを受用できる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。この事業は日本医療労働組合連合会と当法人とで医療研究全国集会組織委員会を結成し、毎年、日本全国各地を開催地として、保健等に関する事項をテーマに全国から参加者を集め、講演、分科会、市民フォーラムを行っている。開催地の保健・医療・介護・福祉関係者の参画も得ながら、組織委員会で具体的な事項を決定し、実施している。

2016年6月10日から11日の2日間、千葉市内において第43回医療研究全国集会を開催した。参加者は546人であった。集会は、三重短期大学教授の長友薫輝氏（当財団理事）による「社会保障解体攻撃への対抗 ～医療保障と平和主義の一体的関係～」の記念講演、医療法人社団花の谷クリニック院長の伊藤真美氏による「緩和医療の臨床からアベNO THANK YOU！まで」の特別報告、18分科会（当財団から長友理事、片平評議員、曾我研究・研修委員が助言者を務め、宮地理事が運営委員を務めた）、市民フォーラムを日程の柱に、メインスローガンに掲げた「国民と広く連帯し、患者・地域住民と医療・介護・福祉労働者の人権・いのちの尊厳を守る」ための実践と研究発表、活動交流の場となり、保健等の充実と地域医療・福祉の課題が検討された。

【定款上の根拠】第4条第1項第2号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

(3) 「保健・医療・介護・福祉に関する講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会」事業

保健等分野の関係者向けに、保健等についての専門的知識を普及し、サービスの向上をはかること、また、一般市民や学生向けに知識の普及啓発をはかることにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを受用できる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。

「市民講座」等は、市民・学生に保健等について考える材料を提供することをはかるものである。年に1回開催してきている。

2016年6月11日（土）に千葉市で開催した市民フォーラムは、「医療提供体制再編と地域包括ケアへの対抗 ～あるべき地域医療の姿を考える～」をテーマに、コーディネーターの横山壽一氏（金沢大学教授、当財団副理事長）が企画趣旨説明を行い、3名のパネリスト「（ア）住民運動で地域医療を守る」（長生郡市の医療をよくする会代表委員・後藤英輝氏）、「（イ）在宅医療・介護連携と地域包括ケアシステムの推進」（鴨川市福祉総合相談センター主 査・平川健司氏）、「（ウ）介護予防の重要性と介護保険制度」（松戸市馬橋地域包括支援センター長・弓削久枝氏）による報告が行われ、熱心な意見交換が行われた。参加者は57名であった。

「医療・介護フォーラム」は、医療・介護関係者を対象に、医療・介護の質を高めることに役立つ知識を提供

し、医療・介護の質の向上をはかるものである。

2016年12月23日（金）に東京で開催した「医療・介護フォーラム2016」は、「何のための介護保険制度なのか？～介護保険「卒業」の本質と介護離職問題から考える介護保障への課題～」をテーマに、コーディネーターの曾我千春氏（金沢星稜大学教授、当財団研究・研修委員）が「介護保険制度は介護保障となるのか」の企画趣旨説明・問題提起を行い、2名のパネリスト（ア）「普遍的制度としての介護保険の給付水準について」淑徳大学コミュニティ政策学部教授・鏡諭氏、（イ）「介護離職問題から考える介護保障～問われる「介護離職ゼロ」に向けての介護の質～」白梅学園大学教授・森山千賀子氏）による報告・発言と参加者らとの活発なディスカッションが行われた。参加者は48名であった。

これらの内容は、「国民医療」に掲載し、広く普及した。

【定款上の根拠】第4条第1項第2号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

(4) 「定期刊行物の発行その他の出版活動」事業

定期刊行物「国民医療」をはじめ、当法人の研究活動の成果など、保健等サービスの向上に資する出版物を発行することにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。

「国民医療」の発行は、保健等に関する調査研究の成果を知らせることにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。

2017年3月現在、通算333号を数え、調査研究活動の報告、研究者・専門家の論文、賛助会員の寄稿、海外情報などの提供を行っている。現在の発行部数は、1050部。

【定款上の根拠】第4条第1項第3号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

(5) 「日本医療労働会館の管理運営」事業

(7) 記載の事務所スペースを貸与しているこの法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体の活動が円滑に行えるよう会館管理委員会を通じて、適切な会館管理・運営を行い、さらに、大規模震災時には、避難者の一時避難・救護場所として会館を一般に開放する事業である。

2016年度は、会館管理委員会を3回（2016年6月23日、10月27日、2017年2月14日）開催し、適切な会館の管理・運営に努めた。会館を一時避難・救護場所として一般に開放すべき震災は今年度はなかった。

【定款上の根拠】第4条第1項、第7号、第8号

【直接の対象者】市民一般

(6) 「保健・医療・介護・福祉に関する研究に対する助成」事業

保健等に関する学術研究の促進を図り、その研究成果の社会的活用により、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。助成対象者は、当法人の目的にかなうと認められる研究を行う者で、当法人が設置する研究・研修委員会において、保健等分野の学術研究及び社会状況を踏まえ、必要と考えられる研究を実施するのに適した研究者を選定し、理事会で承認して資金援助を行う。非応募型の助成である。

2016年度は、個人研究助成として8名の協力研究員に研究助成を行っている。

助成成果の内容は、今後、「国民医療」に掲載する予定である。なお、2015年度の助成成果の内容について、2016

年度に出版した「国民医療」に9件の研究内容を掲載し、広く普及している。

【定款上の根拠】第4条第1項第5号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

(7) 「この法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体に対する支援及び連携」事業

この法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体に対する支援及び連携を通して、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。現在、具体的には、労働団体等への事務スペースの貸与と「国民の医薬シンポジウム」支援を行っている。

まず、保健等に関する当法人と同様の目的の活動を行っている労働団体に事務スペースを貸与している。これは、調査研究、医療研究全国集会、講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会等の事業に関して、日常的に、密接に連携し、また、事務所として利用できる事務スペースを提供することにより相手方の同様の目的の活動を支援するためである。東日本大震災に際しては、会館から当法人と入居団体による救援隊が出発した。

その他、労働団体ではないが、社会保障制度の現状・実態を広く明らかにし、社会保障制度を改善・拡充する運動と事業を推進する団体の活動を支援するため事務スペースを提供している。

現在の入居団体は、「保健や医療・福祉に携わる労働者の生活と権利を守り、国民医療の向上と社会保障の拡充を実現することを目的とする」（日本医療労働組合連合会規約第4条）わが国で唯一の医療産業別全国組織である労働団体・日本医療労働組合連合会（日本医労連）をはじめとする9団体である。

なお、入居団体の関係者は、理事にも在籍し、当法人の運営と事業を積極的に推進している。ただし、理事会全体に占める割合は3分の1を下回っている。

次に、「国民の医薬シンポジウム」支援事業は、医薬に関する専門的知識を普及し、薬の安全確保と薬害防止につながる活動を促進することをはかる事業である。当法人は、「国民の医薬シンポジウム」実行委員会（実行委員長は片平評議員、実行委員に宮地理事）に参画し、実行委員会の一翼を支えている。

2016年11月27日に開催した「第25回国民の医薬シンポジウム」では、「HANSの病因病態の解明・治療の確立に向けて」の講演（横田俊平氏・横浜市立大学名誉教授）と「子宮頸がんワクチン接種被害をめぐる諸問題」についてシンポジウムが行われ、議論が交わされた。参加者は120名であった。

【定款上の根拠】第4条第1項第2号、第4号、第6号

【直接の対象者】事務スペースの貸与については、この法人の目的と同様の目的の事業を行う労働団体等

「国民の医薬シンポジウム」については、市民一般が参加できる。

3. 財源等

当法人は、土地374.76平方メートル（東京都台東区入谷一丁目230番地3、230番地1、230番地8）、建物「日本医療労働会館」（鉄骨造陸屋根8階建）延床面積1981.87平方メートルを所有し、定款に定める事業を行っているが、建設に当たって国や地方団体からの助成は受けていない。

事業活動の財源は、賛助会員からの賛助会費、寄附金、出版物の販売収入、講座等の参加料収入、助成金、自動販売機売上上の歩合などの収益事業収入によるものである。

4. 業務委託

会館の保守管理業務、エレベーターの保守・管理、清掃等は専門業者に業務委託している。「国民医療」の印刷は、印刷専門業者に業務委託している。

5. 財政状況（会館の保全及び修繕の見込みを含む。）

直前3事業年度の財産及び損益の状況

（単位：円）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (当事業年度)
経常収益	58,280,364	63,503,491	60,825,401	61,118,691
評価損益等調整前当期経営増減額	△1,203,754	4,743,065	5,772,226	5,319,725
当期経常増減額	△1,203,754	4,743,065	5,772,226	5,319,725
正味財産期末残高	894,517,862	902,361,687	915,134,353	927,454,598

6. 重要な契約に関する事項

医療労働会館セキュリティに関する契約

契約年月日 平成 29 年 2 月 9 日

相手方 セコム株式会社

- 契約の概要
- (1) 機器増設（2階会議室）に伴う契約の変更
 - (2) 変更前契約料金 月額 64,405 円（消費税を除く）
 - (3) 変更後契約料金 月額 68,405 円（消費税を除く）

7. 賛助会員の状況

賛助会員数の3年間の変化を見ると、年々減少し、財政的にも厳しくなっている。

（3月31日現在）

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
個人会員	149	138	119
団体会員	195	190	182

事業活動の維持・発展のための財源確保（寄附金及び賛助会費）が引き続きの課題となっている。賛助会員（団体、個人）拡大のための宣伝ツールの作成、各種集会・イベントでの宣伝をはじめ、賛助会員増加に向けたさらなる取り組みや工夫が求められている。

8. 事務局運営の状況

公益法人移行の4年度目として財団事業の健全な発展をめざし、昨年度に引き続いて、内部統制システムの確立のために、諸規則・規程の制定・改正を図りながら必要となる書類等の整備や管理体制の強化を進めた。また、原則月1回の定例事務局会議を開催し、適正な業務分担となるよう心がけ公益法人にふさわしい事務局運営に努めた。

9. 平成 28（2016）年度の事業と担当理事、事務局の分掌

理事長 中野千香子	理事 長友 薫輝	監事 大木 進次郎
副理事長 横山 壽一	理事 宮地 典子	監事 青山 光
専務理事 鎌倉 幸孝	理事 志村 新	

(1) 事業担当

①調査研究事業

◎横山副理事長、長友理事

②医療研究全国集会事業

◎鎌倉専務理事、横山副理事長、宮地理事

③「講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会」事業

◎横山副理事長、長友理事、鎌倉専務理事

④出版活動事業

◎長友理事、横山副理事長

⑤日本医療労働会館の管理運営事業

◎鎌倉専務理事、志村理事

⑥研究に対する助成事業

◎横山副理事長、長友理事

⑦関係団体に対する支援及び連携事業

◎鎌倉専務理事、中野理事長

(2) 事務局

①事務局長（常勤） 鎌倉幸孝

業務処理統括、会計管理統括、「国民医療」編集、医療研究全国集会、医療フォーラム、市民フォーラム、医薬シンポ

②部長（常勤） 中村純一

総務担当（責任者）、「国民医療」編集、医療研究全国集会、市民フォーラム、医薬シンポ、評議員選定委員

③財務（常勤） 志村文子

出納担当（責任者）、会計業務一般

④庶務（常勤） 津吹 務

医療研究全国集会、会館管理業務、資料室管理、ホームページ管理、「国民医療」編集

〈2〉 内部統制システムの整備に関する決定・決議の状況

1. 内部統制システム整備に関する基本方針

当法人は、一般社団・財団法人法施行規則を参照し、「内部統制システム整備に関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりであります。

.....

「内部統制システム整備に関する基本方針」

1. 理事・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（一般法人法 90 条 4 項 5 号、同法施行規則 14 条 4 号）

(1) コンプライアンス体制の基礎として、倫理規程、公益通報者保護規程等の規程を定め、職員相互間の適切な監督体制を創設する。

(2) 理事が他の理事の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監事に報告するなどガバナンス体制を強化する。

(3) 職員の法令・定款違反行為については、就業規則に従い処分を決定する。

(4) 監事は、監事監査規則に基づき、理事会への出席、業務執行調査などを通じ、理事の職務執行の監査を行う。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（一般法人法施行規則 14 条 1 号）

- (1) 理事は、評議員会、理事会その他重要な会議の議事録を、法令及び関係規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
 - (2) 理事長及び業務執行理事は、法令に従い自己の職務執行状況を理事会に報告する。
 - (3) 理事は、法人の事業運営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、内部規程・規則等は適切に保存し、管理する。
 - (4) 理事及び監事は、いつでもこれらの情報を閲覧又は謄写することができる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（一般法人法施行規則 14 条 2 号）
- (1) リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（一般法人法施行規則 14 条 3 号）
- (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例理事会を原則年 2 回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。
 - (2) 理事会の決定に基づく業務執行については、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。
 - (3) 理事は、各部門の事業計画及び予算申請を踏まえ、必要な資源の配分の決定又は見直しを行い、効率的な運営を確保する。
5. 監事の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の理事からの独立性に関する事項及び監事の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（一般法人法施行規則 14 条 5 号、6 号、7 号）
- (1) 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、当法人は当法人の使用人（職員）から、監事補助者を任命するものとする。
 - (2) 当該使用人は、職務執行に当たっては監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令を受けない。
 - (3) 当該使用人の人事評価・異動・懲戒等については監事の事前同意を得た上で、機関決定し、理事からの独立性を確保する。
 - (4) 監事補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。
6. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（一般法人法施行規則 14 条 10 号）
- (1) 監事の職務の執行について生ずる費用について、前払又は償還を求められた際には、必要な見積書又は証拠の提示を求め、会計処理規程に別に定める手続にしたがって処理することとする。その他の監事の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理についても、これに準じることとする。
7. 理事及び使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及び監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制（一般法人法施行規則 14 条 8 号、9 号、11 号）
- (1) 理事及び使用人は、随時、その職務の執行状況について監事に報告する。監事は、いつでも必要に応じて、理事及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - (2) 理事は、公益通報者保護規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。
 - (3) 監事に報告した者の人事評価・異動・懲戒等（以下「懲戒等」という。）については監事の事前同意を得た上で、機関決定することとし、また、監事から、当該報告者の懲戒等についてその事後に異議が申し述べられたときは、懲戒等を撤回又は訂正することとして、当該報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

- (4) 監事は、必要に応じて、理事会、評議員会その他の重要な会議に出席し、当法人の業務執行に関する報告を受けることができる。
- (5) 監査を実効的に行うために、理事長、業務執行理事それぞれとの間で定期的に意見交換を行う。

.....

2. 当期における主な取り組み

(1) コンプライアンス体制の確立

コンプライアンス体制の基礎として、「内部統制システム整備に関する基本方針」に基づき、2016年6月23日に「マイナンバー講習会」、10月27日に「個人情報保護に関する講習会」を開催した。

(2) 業務監査

公益財団法人としての健全な管理・運営を遂行するため、監査計画を立て、2016年8月25日に業務監査を実施した。

(3) 規程類の整備の推進

既存の規則・規程類について所要の見直しを行った。2016年度に改正した規則・規程類は次のとおり。なお、改正に伴い「委員会共通規則」は廃止した。

- ① 評議員選定委員会運営規則
- ② 日本医療労働会館管理規程
- ③ 会館管理委員会運営規則
- ④ 研究・研修委員会運営規則
- ⑤ 職員就業規則

事業報告の附属明細書

重要な事項は、事業報告に記載した。